

勤労体験学習の意味するもの

—小・中・高新指導要領で強調された背景—

佐々木 享

(名古屋大学教授)

教育課程審議会（教課審）が七六年一月一八日に提出した答申の際立った特徴のひとつは、「勤労にかかわる体験的な学習」なるものを強調したことであった。（以下、これをたんに「勤労体験学習」ということがある。）戦後の教育課程史上初めてのことなので、まず事実を確認しておきたい。

答申の「一 教育課程の基準の改善の基本方針」の「2 教育課程の編成」のうち（高等学校における各教科・科目の編成等）の末尾のつぎのような記述が注目される。

勤労にかかわる体験的な学習については、生産や生活等にかかわる教育的な配慮をした実地的・体験的な諸活動を通して、仕事の楽しさや完成の喜びなどを体得させ

るとともに勤労観や職業観の育成にも資することを主なねらいとして、できる限りすべての生徒にその機会が与えられるよう拡充することとし、当面は学校の教育活動全体を通じてこの学習の趣旨が実現されるよう、主として各教科以外の教育活動における計画の中での履修によることや職業に関する教科・科目のうちこの学習のねらいにふさわしい科目の選択履修によることが適当である。なお、職業に関する教科・科目の改善に際しては、この趣旨を考慮して、例えば「技術一般」、「園芸」、「加工」、「情報」のような科目を設けることなども研究する必要がある。

記載箇所が高校に関する部分なので、勤労体験学習は高校だけのよう受けとれるが、のちにみるように小・中にも及んでいる。なおここでは、勤労体験学習の履習方法に

ついで「各教科以外の教育活動」と「この学習のねらいにふさわしい科目の選択履修」との二つを示唆していることに注目しておきたい。

ついで答申は、「4各教科・科目等の内容」のなかで「なお、勤労にかかわる体験的な学習については、特別活動及び各教科以外の教育活動においてもその果たす役割が重要であるという観点に立って、その充実を図るようにする」とのべ(傍点は引用者)、さらに、「(1)各学校段階別の改善の重点事項」のなかでつぎのようにのべている。

(小学校)

カ 直接手を使って製作する活動や体験的な活動を通して物をつくることや働くことの喜びを得させるようにする。

(中学校)

キ 勤労にかかわる体験的な学習を重視し、正しい勤労観を育成する。

(高等学校)

カ 勤労にかかわる体験的な学習を通して、仕事の楽しさや完成の喜びを得させるとともに勤労に対する正しい態度や職業観を養う。

答申はさらに、「㊟特別活動、各教科以外の教育活動」のなかで、「勤労にかかわる体験的な学習の必要性にかん

がみ、各学校段階に応じて、例えば勤労・生産的行事やクラブ活動としての生産的活動などの充実をはかる」とものべている。

以上の引用から、教課審答申が小・中・高にわたって繰返し「勤労にかかわる体験的な学習」を強調していることが理解される。

なお、右の文脈とはやや異なるニュアンスをふくんで、高校の職業教育を主とする学科に関して「実験・実習等の実際の・体験的な学習」が、また小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」、高校の「家庭一般」に関して「実践的・体験的な学習を行う教科としての性格が一層明確になるよう留意」すべきだとのべていることにも併せて注目しておきたい。

答申の右の方針は、学習指導要領につきのように具体化された。

小学校については、特別活動のなかの「B学校行事」に「勤労・生産的行事」の一項目が新たにくわえられた。

「勤労の尊さや意義、奉仕の精神などが体得できるような活動を行うこと」という説明がつけられている。

中学校の特別活動の「B学校行事」のなかにも「勤労・生産的行事」の一項目がみられるが、これは新設ではな

く、現行（六九年改訂）の学習指導要領に既に登場していたものである。新学習指導要領では、「勤労の尊さや意義を理解し、働くことや創造することの喜びが体得できるようにするとともに、職業や社会奉仕についての啓発的な経験が得られるような活動を行うこと」という説明がつけられている。小学校のそれと比較すると、働くことや創造の喜び、「職業」および「啓発的な経験」のくわわっていることがわかる。これが文部省流の小学校から中学校への発展ということなのである。六九年の中学校学習指導要領と比較したばあいの際立った特徴は「社会奉仕」（小学校ではたんに「奉仕」）が登場したことである。おもうにこうした「勤労・生産的行事」は、これ自体が一人歩きするのではなく、道徳におけるたとえば小学校のばあいの「勤労の尊さを知るとともに、進んで人のためになる仕事をすべし」という徳目と結びつけることが期待されているのである。

高等学校学習指導要領では、特別活動のうちの「クラブ活動」のなかに「生産的な活動」が掲げられており、「学校行事」のなかに「勤労・生産的行事」の一項がある。しかしこれらはいずれも、すでに現行（七〇年改訂）の高校学習指導要領に登場していたものである。今次改訂の特色は、「総則」の「教育課程編成の一般方針等」のなかで、

「学校においては、地域や学校の実態等に応じて、勤労にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、働くことや創造することの喜びを体得させるとともに望ましい勤労観や職業観の育成に資するものとする。」とのべていることである。総則の一般方針で勤労体験学習についてのべているのは高校だけであるから、答申がそうであったように、勤労体験学習は高校にこそ強調したのである。なお改訂高校学習指導要領では、「教育課程編成に当って配慮すべき事項」のなかで、「普通科においては、……勤労にかかわる体験的な学習の機会の拡充についても留意するものとする。」とされている。

二

つぎに、今次改訂において「勤労体験学習」が登場してきた経過を、公表されている文書に沿って（教課審等の審議の議事録は公表されていないので）確認しておこう。

今日知られている限り、「勤労体験学習」を初めて登場させたのは、七五年一〇月一八日に発表された「教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）」であった。この「中間まとめ」が「高等学校における各教科・科目の編成等」の項のなかで、「高等学校段階においては、勤労にかかわる体験的な学習の機会を拡充すべきであ

るといふ意見がある」とのべ、その具体的な検討課題として、

職業教育を主とする学科以外の学科において、勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する必要があるが、その趣旨に即した内容をもつ教科・科目を新たに設けることの適否や選択的に履修できる職業に関する各教科・科目の在り方等について検討する。

と指摘したのがそれである。この文書では、そのほかには、「特別活動、各教科以外の教育活動」の項では、「正しい勤労観を培うための活動の充実やいわゆる部活動の在り方等に配慮」すべきだと指摘するにとどまっておき、そこには勤労体験学習の用語はみえない。つまり、教課審は、この段階では、勤労体験学習を高校教育のそれも職業学科以外の学科の問題として、しかもそのための教科目新設の適否の問題として提起したにすぎなかつたとおもわれるのである。実際、同時に発表された「教育課程の基準の改善に関する基本方向について（要点）」では、高校の項で、

普通科においては、勤労にかかわる体験的な学習の機会を拡充するために新しい教科科目の設定の適否などを引き続き検討する

としていたのである。

教課審にたいして勤労体験学習という発想のきっかけを

提供したのは、高校職業教育の改善に関する委員会の「審議経過報告」（七四年一月）であつたといわれている。同委員会は、正式には理科教育及び産業教育審議会（略称、理産審）の職業教育の改善に関する委員会（以下では職業教育改善委と略称する）と称し、がんらい「能力主義的な選別と「多様化政策」のなかで当該学科を志望していなかった生徒の激増、「学力」低下、学習意欲の不振など困難な問題が顕在化してきた高校職業学科の教育につき改善策を検討することを任務として、教課審への今次の諮問に数か月先立つ七三年三月に発足したものであつた。同委員会が七四年に発表した「審議経過報告」は、職業学科においては実験実習などの体験などの体験的学習をとくに重視すべきだとのとるともに、「普通科における職業に就くために必要な準備的教育」についても検討すべきだとし、また、「普通科においても、生産的技術の習得について、一層配慮する必要がある」といふ意見があつた」ともいっている。職業教育改善委の「審議経過報告」における右の指摘が教課審の勤労体験学習誕生の直接のきっかけになつたという人もいるが、いまのところ確証はない。

しかし、教課審の「中間まとめ」にたいして、職業教育改善委の重要なメンバーの一人である細谷俊夫が、高校に勤労体験学習のための教科——「技術科」を新設すべきだ

と主張していたことは注目されるべきであろう。細谷はい¹⁾う。「普通科で勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充するため、それに即応した内容をもつ教科科目を新設することについては、その設置の適否や教科科目の在り方を検討するといふ慎重な表現がとられているが、中学校と同様な技術科を新設することはぜひ実現させてほしい。ともすれば抽象的な概念を操作することだけに走りがちな高校普通科の教育を、生徒の活動や実践を重視する形に切り換えていくことは、高校進学率が九〇%を超えた今こそ断行すべきで、もはや適否検討の段階ではないと思う」と。

ところが、細谷のような、勤労体験学習を教科の新設でという声は決して大きくはならなかった。その後の各種の論潮は、むしろ勤労体験学習は教科外で、という方向に急速に傾斜していった。

たとえば、教課審の「中間まとめ」(七五年一〇月)が発表された直後の一二月に、政府の与党である自由民主党文教部会の「高等学校および教育内容に関する改革案」が発表された。同案は「よくできる子供とできない子供は、遺伝によってある程度まできままっている」と能力遺伝決定論をのべて注目されたが、ここでの問題に関しては、「校地内の清掃、教室の掃除をはじめ、奉仕活動、実習作業等を生徒みずから行わしめることなどにより、汗を流す

ことや勤労の喜びを味わせること——これらは、青少年教育の主眼であることを銘記して教科の内外においてその指導に当ること」とのべていた。ここでは、勤労の喜びを味わわせることは、「教科の内外」の課題だとされている。

「実習作業」には教科としてのそれもあるから、教科教育も問題にされているとはいえようが、基調が教科外にあることは明瞭であった。

また七六年三月には、全国高等学校長協会が全国の公立の高校長にたいして教育課程に関してアンケートを実施したが、勤労体験学習については、①独立教科を設ける、②教科外活動で行なう、③その他、に分けて賛否を問うたところ、かんじんな普通科の校長たちで①に賛成したものは公立一四・九%、私立一五・二%に過ぎないことが明らかにされた。²⁾公立普通科高校長の六八・一%、私立普通科校長の六〇・六%は教科外活動で行うべきだと回答したのである。(もともと、職業高校の校長でも、①が②を上まわっているのは農業①五二・二%、②一五・二%、工業①四一・三%、②二六・一%だけで、他の職業科の校長でも教科外で行なうべきだとする者の方が多かった。)

他方、日教組が委嘱した中央教育課程検討委員会が七六年五月に「教育課程改革試案」を発表した。³⁾同試案には、小学校前期(一・二・三学年)試案では「第一階梯」とい

っている)に「手しごと」を、小学校後期(四・五・六年)「第二階梯」(・中学校・高校に「技術科」を共通必修の教科として設けるといふ提案がふくまれている。これよりさき、同じく日教組が委嘱した教育制度検討委員会が七四年五月に提出した教育改革案『日本の教育改革を求めて』においては、小学校低学年から高校に至るまでのすべての階梯に一貫した共通必修教科として「技術科」を設けるべきだとされていた。⁽⁴⁾これら二つの改革提案では、勤労体験学習などということばが使われていないことは勿論であるが、必修教科として設けるといふ措置をとおして技術教育を重視していることが特徴的であった。しかし、こうした声は、教課審の答申に影響を与えるには至らなかつたようである。

こうした動きのなかで、勤労体験学習登場のきつかけを提供したといわれる高校職業教育改善委が七六年五月に提出した最終報告書「高等学校における職業教育の改善について」は、「勤労にかかわる体験的学習の強化」を四つの改善提案の一つに位置づけ、勤労体験学習に五ページ余を費して、これを小・中・高のすべての段階で重視すべきだと指摘するに至つた。同委員会は高校職業学科の教育問題を審議するために設けられたものであつた。この点からすれば越権ではないかともおもわれる同委員会の最終報告で

の勤労体験学習重視の提案が、教課審の最終報告に大きな影響を与えることになつたとみることができるといふことができる。

ただし、職業教育改善委最終報告で提唱されている勤労体験学習は、小・中・高のすべての段階において、教科と教科外の両面で重視されるべきだとされていることには留意しておく必要がある。この問題の焦点であつた高校の普通科に関しては、つぎのように詳しくのべられている。

普通科において勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する必要から、その趣旨に即した新たな科目を設定するなどの方策について検討するとともに、職業に関する専門教科・科目の履修の拡充を図ること。

新たな科目の検討に当つては、各学校が地域や生徒の実情に応じて選択することができるよう、数個の科目を用意することが適当であろう。また、これらの科目の内容構成に当つては、普通科の教育にふさわしく、かつ、主として低学年で履修することが適当な内容のものとするとともに、これを履修する生徒に適したプロジェクト(実習の課題)で選定の容易なものを考える必要がある。これを実施しようとする学校に対しては、国は積極的な助成策を講じ、それらの試行と成果を踏まえて漸進的にその普及を図る必要がある。

教課審の最終答申、およびこれに基づいた高校学習指導

要領が、勤労体験学習を学校教育全体の課題だとしながら、具体的には、教科ではなく、特別活動のなかに位置づけていることはすでにみたとおりである。

かくて、問題が提起されてきた当初の企図とはむしろ異って、授業時間の削減された小・中学校ではさまざまな形態をとおして勤労体験学習を試みる動きがすでにみられるが、高校の普通科では、大勢としては無視されることになるだろうという観測が今日のところ専らである。

三

現実の問題として、「勤労体験学習」は、あれこれの奉仕的活動をさせながら汗を流して働くことは大切なことだという盲目的な道徳的徳目を教えることになるだろうから、小・中学校では実施できるかもしれないが、盲目的な導入のむづかしい高校では実施されないだろうという見方には一定の根拠があるというべきであろう。

「勤労体験学習」が結局のところ教科ではなく、教科外に押しやられてしまったことは、この学習が実際に即した徳目の教授にしかならないだろうという有力な根拠の一つである。かつて、勤労精神の涵養という徳目の教授を企図して創設された旧制中学校の「作業科」が、教科であるところから一定の内容ある教授の実態をもつに至り、戦時体

制下に入って結局「作業科」も吹きとんでしまつて「修練」となったという歴史的経験がこのことを教えている。⁽⁶⁾

一九三一年（昭和六年）に旧制中学校の教科課程の大改正が実施された。高学年で「実業」を履修する一種課程（いまだいう就職コース）と「実業」を履修しなくてよい二種課程（進学コース）の両課程必置というコース制を導入するとともに、「公民科」と「作業科」とが必修教科として新設されたのである。作業科新設の最大のねらいは「勤労愛好精神」の涵養にあつた。作業科の内容としては、園芸、工作のいずれか一つ、あるいは両方を課してもよいとされていたが、五か年の猶予期中は受験校を中心とした抵抗⁽⁷⁾が強く、実施の実情も格別の設備等を要しない園芸関係の作業が多かつたとされている。しかし、決して多かつたとはいえないにしても、工作を中心とした作業科にとり組んだ学校もあつたことは注目されてよい。

この作業科——現今ふうにいえば教科としての勤労体験学習についての評価はまだ定まっているとはいえない。猶予期間を経て三六年から完全実施期に入ったが、三八年（昭和一三年）から中等学校以上の学校に「集団勤労作業」が強制的に導入され、教科教育としての作業科の存在意義が急速に失われてしまつたからである。すなわち、「実践的精神教育実施ノ一方法」としての「集団的勤労作業」は、

当初の三八年度は夏季休暇中に実施すべきものとされたが、三九年度からは「一層礼節規律ニ留意し弥々尽忠報國ノ精神ヲ以テ心身ヲ鍛練シ集團的勤勞ニ依リ不撓不屈生成發展ノ氣魄ヲ培ヒテ実践的精神教育ノ実ヲ挙グル」ために、「夏季又ハ冬季ノ休業ノミニ限ラズ隨時」実施すべきものとされるに至ったからである。⁽⁷⁾

一九四一年に入ると、「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施ニ關スル通牒」により年間三〇日以内の勤勞作業が授業日として入れられる。これ以後の戦時動員体制についてここで詳述する必要はないが、一九四三年（昭和一八）の中等学校令によって、こうした集團勤勞作業が臨時的なものではなく「修練」の名で正規の教育計画のなかに組み込まれ、同時に、すでに以前から存在の影のうすくなっていた作業科が解消してしまったことには一言しておかなくてはならない。文部省訓令によれば「教科外ニ於ケル行事施設ヲ組織化シ之ヲ修練ト名ヅケ」たのであるが、これにより、従来は「一定の順序に排列された教科目の一群を、そして一般には学年別に定められた教科目とそれに配当された時間数とを以て示されるものを指して教科課程と呼び、学校に於ける教育内容の根幹的組織をなすものと考えていたのであるが、今後は教科及修練課程がそれに代るものとなったのである。」⁽⁸⁾これは、教科外活動をはじめて正規の

教育計画のなかに組み入れたという意味で、わが国の中教育史上の注目すべき措置であった。この修練は、日常行うもの、毎週定時に行うもの、学年中随時に日を定めて行うもの、などに分かれるが、集團勤勞作業はこの修練に埋没してしまつた。すなわち、「定時に行ふ修練が毎週三時、学年中随時に行ふ行事に要する日数が概ね三十日となつてゐることは、根本的に今までの行事作業の整理再組織を前提とするもの」とされ、⁽⁹⁾今日いうところの勤勞体験学習は修練のなかに位置づけられたのである。

私は、労働の教授は現代における最も深刻で重要な教育問題の一つだと考えている。しかし、教科外の「社会奉仕」の「勤勞体験学習」は戦時中の勤勞奉仕やナチスのアルバイト・ディーンストに通ずるのではないかという危惧に同感の念を禁じ得ない。⁽¹⁰⁾

（注）

- (1) 細谷俊夫「教育課程の改善に望む——教育課程審議会の間まとめを読んで」『学校経営』一九七五年一月号。
- (2) 全国高等学校長協会「教育課程に関する調査」『高校教育展望』一九七六年八月号。
- (3) 中央教育課程検討委員会報告『教育課程改革試案』一九七六年、一ツ橋書房。
- (4) 教育制度検討委員会・梅根悟編『日本の教育改革を求め

て』一九七四年、勁草書房。

(5) 原正敏「旧制中学における作業科」『科学史研究』第六六号、一九六三年。

(6) 原正敏「勤勞にかかわる体験的学習の問題点」『技術教育研究』第一一号、一九七七年一月。同「勤勞にかかわる体験的学習」の歴史的検討」『日本産業教育学会研究紀要』第八号、一九七七年九月。

(7) 文部省『集団勤勞作業の概況』一九三九年一〇月。

(8) 細谷俊夫「修練と教育課程」教育思潮研究会編『修練体制の理論』一九四五年、目黒書店、三九ページ。

(9) 曾我部久・佐藤和韓『新制中等学校の教育』一九四三年、宝文館、二一―ページ。

(10) 城丸章夫「『勤勞体験学習』の強調のねらい」『別冊国民教育』②―新学習指導要領読本』一九七八年八月、四九―ページ。

■研究会案内

第九回・人間中心の教育のためのワークショップ

期間 昭和54年1月5日午後二時～

1月8日午前11時(三泊四日)

会場 札幌市定山溪温泉 白糸荘

電(〇一一)三六五―二〇二二

参加費 三万円(宿泊費・食事を含む)

世話人 横浜国立大学教授 伊東 博

趣旨・内容 新学習指導要領の基本方向である「ゆとりある」「人間性豊かな」「個性を生かす」学校教育の理論、教育方法などについて、理論的・体験的に学習する。

予定人員 約二〇名

申込・連絡先 〒965 札幌市東区北20条東8―16

福田潤三 電(〇一一)七四一―四七六四

主催 人間中心の教育を現実化する会

後援 教育新聞社(株)

財団法人・科学技術教育協会